

文化財防犯緊急対策事業補助金の申請について

1. 趣旨

文化財建造物および仏像に対し液体がまかれた連続汚損事件を踏まえ、文化財警戒を目的とし新たに設置する簡易的な防犯カメラ・防犯センサーを対象に補助を実施し、同様の犯罪からの被害を防止します。

※ 申請期間 平成 27 年 7 月 14 日(火) ～ 平成 27 年 9 月 30 日(水)

2. 内容

対象となる文化財	国および県指定の文化財 ①建造物 ②美術工芸品 ③有形民俗文化財						
申請者	上記文化財の所有者 ※指定建造物と収蔵建物があわせて5棟以上となる場合は、カメラ・センサーのネットワーク化が必要となりますので本事業の対象とはなりません。						
補助対象となる経費	防犯カメラ等の購入および取付け、設置工事に要する経費。 防犯カメラ等は、指定建造物または文化財を収蔵する建物1棟につき1台を対象とします。 ※カメラとセンサーをともに設置する場合は、あわせて1件と数えます。 ※今年度内に完了する工事を対象とします。						
補助金の額	補助額は補助対象経費の2分の1以内とし、限度額は以下の通りです。 ※補助金上限額 <table border="1" style="margin: 10px auto; width: 80%;"> <tr> <td>①防犯カメラのみ設置</td> <td>1件につき200,000円</td> </tr> <tr> <td>②防犯センサーのみ設置</td> <td>1件につき60,000円</td> </tr> <tr> <td>③カメラ・センサーとも設置</td> <td>1件につき250,000円</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">例)境内に指定建造物2棟、収蔵庫1棟があり、3棟ともカメラ・センサーを設置する場合は、補助額上限は250,000×3=750,000円。 ただし防犯カメラを設置する建物が特殊な形状、材質である等、建物の構造上から設置に要する経費が①の限度額を超える場合は、知事の認める限りにおいて、③の金額を適用することができます。</p>	①防犯カメラのみ設置	1件につき200,000円	②防犯センサーのみ設置	1件につき60,000円	③カメラ・センサーとも設置	1件につき250,000円
①防犯カメラのみ設置	1件につき200,000円						
②防犯センサーのみ設置	1件につき60,000円						
③カメラ・センサーとも設置	1件につき250,000円						
補助対象とならない経費	既存設備の撤去費用。土地の造成費。土地又は建物等の使用もしくは取得、又は補償に要する経費。防犯設備を維持管理(賃借に要する経費)することに要する経費。						
補助要件 (1)機器	①防犯カメラ ア. カメラの有効画素数が100万画素以上であること イ. 1秒間に1枚以上撮影できること ウ. カラー画像であること エ. 作動時間が1日24時間であり、夜間も人物等が特定できる撮影が可能であること(被写体最低照度0.1ルクス以上、赤外線照射機能付きカメラを推奨)						

	<p>②カメラ画像記録装置(レコーダー等)</p> <p>ア. 記録時間が1日24時間及び7日間以上であること</p> <p>イ. 記録間隔が1秒間に1画面以上であること</p> <p>ウ. 700×240画素以上の画像サイズの記録ができ、SDカード、USBメモリー、またはCD-R等外部記録媒体に画像が複写できる機能を有するハードディスク等、画像記録用機器を備えるものであること</p> <p>③防犯センサー</p> <p>ア.人感センサーを内蔵し、侵入者に対しフラッシュライトや警報等により威嚇するものであること。その他防犯に資する設備</p>
補助要件 (2)管理運用規程	<p>以下の項目を含む管理運用規程を定めること (別添「管理運用規程例」を参照)</p> <p>①管理責任者の設置及び管理責任者等の守秘義務</p> <p>②防犯カメラの設置場所に、カメラが設置されている旨を明確かつ適切な方法で表示すること。</p> <p>③記録した映像の保管方法・保管期間・保管期間終了後の消去方法</p> <p>④記録した映像の利用・提供の制限</p> <p>⑤苦情処理対応</p> <p>⑥その他防犯カメラの運用に関すること</p>
補助要件 (3)その他	<p>①当該文化財の所有者と敷地の所有者が異なる場合、機器設置にあたっては、敷地所有者の同意が必要。</p> <p>②機器設置の工事に際しては、文化財の価値を損なわないよう配慮し、施工すること。</p>

3. 申請について

申請期間	平成27年7月14日(火)～平成27年9月30日(水)
申請方法	<p>申請書(別添の様式)を作成の上、下記まで郵送または持参により提出ください。</p> <p>※提出先:奈良県教育委員会事務局 文化財保存課 文化財防犯緊急対策事業補助金担当あて 〒630-8502 奈良市登大路町30番地</p>

4. 実績報告について

実績報告の期限について	防犯設備設置完了後30日以内に、実績報告書を提出していただきます。提出期限までに報告書の提出がない場合、補助金交付決定の取消を求めることがあります。
補助金の支払いについて	工事完了後、提出された実績報告書を審査のうえ、事業の成果が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるときは、補助金額を確定し、請求書に基づき指定口座への振込により補助金をお支払いします。

[参考: 補助金交付関係手続きの流れ]

補助金交付の流れ	概要
申請 [所有者 → 県]	申請書の提出 <ul style="list-style-type: none"> ・補助金交付申請書(別添の様式) ・防犯カメラ等設置計画書 ・防犯カメラ等設置場所の図面、および設置箇所の全景写真。また防犯カメラにより撮影する画像の想定写真 ・防犯カメラ等の仕様がわかる資料(仕様書、カタログ等) ・防犯カメラ等設置に関する見積書 ・防犯カメラの管理運用規程
補助金交付決定 [県 → 所有者]	審査後、県から補助金交付決定通知書を送付
防犯設備設置工事 [所有者]	防犯カメラ等設置工事の実施 施工業者への工事費支払い ※今年度以内に完了する工事を対象とします。
実績報告 [所有者 → 県]	設置工事完了後 30 日以内に実績報告書を県へ提出。あわせて補助金請求書も提出。 <ul style="list-style-type: none"> ・補助金実績報告書(別添の様式) ・防犯カメラ等設置報告書 ・設置した防犯カメラ等の写真、および防犯カメラ等設置箇所の全景写真。 ・防犯カメラ等の仕様がわかる資料(仕様書、カタログ等) ・防犯カメラ等設置に関する支払を証明する書類(領収証及び支払明細書等の写し。支払総額およびその内訳がわかるもの) ・防犯カメラの管理運用規程 ・補助金交付請求書(補助金振込口座記入)
補助金支払い [県 → 所有者]	実績報告書を審査のうえ、補助金の額を確定し、請求書にもとづき指定口座へ補助金を振り込みます。

■ 文化財防犯緊急対策事業にかかる問い合わせ先・申請書等の提出先

奈良県教育委員会事務局 文化財保存課

[問い合わせ先]

〈設置に関すること〉

建造物係 田中 (0742-27-9865、Fax0742-27-5386)

美術工芸・民俗文化財係 神田 (0742-27-9864、Fax 同上)

〈申請書類に関すること〉

総務企画係 小林 (0742-27-9864、Fax 同上)

[申請書類等郵送(または持参)先]

〒630-8502 奈良市登大路町 30 番地

奈良県教育委員会事務局 文化財保存課 文化財防犯緊急対策事業補助金担当あて